



5 4月からの、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）開始にともない、 75歳になると保険証が変わります！！

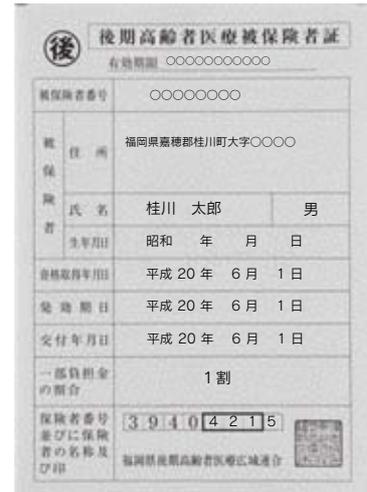
長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは、75歳以上の方と一定の障害の認定を受けた65歳以上の方を対象とする、独立した医療制度です。対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険（※）などの医療保険の資格がなくなり、この長寿医療制度で医療を受けることになります。

75歳になる方には、75歳になる誕生日の前月中に、新しい保険証を郵送でお届けします。

事情により住民票の住所以外の場所への送付を希望される場合は、事前に桂川町役場保険環境課までお申し出ください。☎65・1097

新しい保険証の形態は、表裏の1枚となっています。

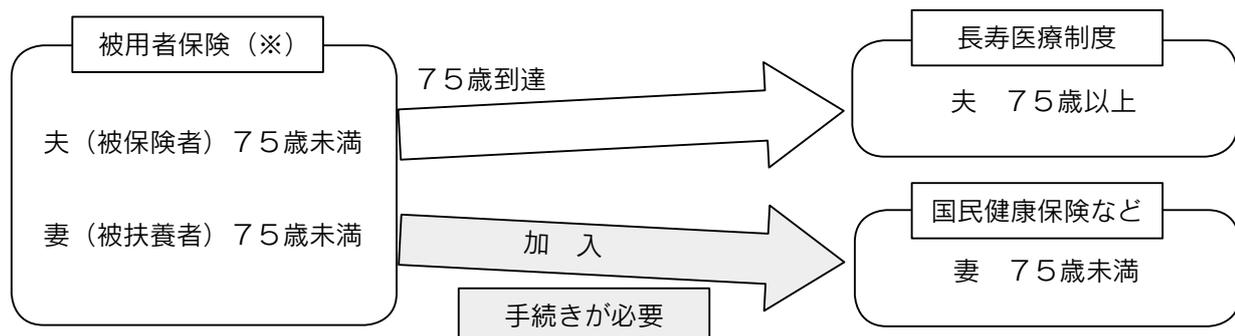
台紙のミシン目から切り離してお使いください。



- ◆ 保険料は、加入者お一人おひとりに納めていただくことになり、納める手間をおかけしないよう、原則として年金から天引き（「特別徴収」）となります。
※ 年金の額などにより納付書などで納める「普通徴収」となる場合があります。
※ これまで加入していた国民健康保険など医療保険の保険料負担はなくなります。
- ◆ これまでと同じ医療を受けることができます。医療機関窓口での負担も、これまでどおり1割（現役並み所得のある方は3割）です。
- ◆ 制度の運営は、「福岡県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収事務と窓口業務は、桂川町役場保険環境課（6番窓口）が行います。

ご注意ください！！

次のような場合は、国民健康保険などへの加入手続きが必要です。



※被用者保険とは、政府管掌及び組合管掌健康保険、船員保険、共済組合に加入の方。